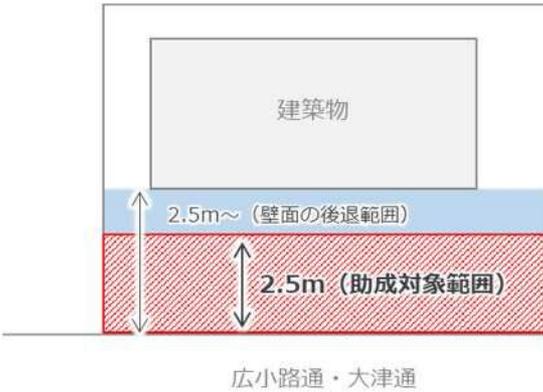


Nago まちテラス助成制度(壁面後退区域環境整備助成制度)
よくあるご質問(Q&A)

○事業の概要

Q1	助成金とは何ですか
A1	<p>「協力金」「給付金」「融資」等とは異なり、事業に取り組む前に交付決定額として助成金の支払予定金額の上限を定め、事業を実施後に、その取組経費のうち対象となる事項について助成金額として確定し、取組完了後に後払いで交付(支払)するものです。</p> <p>ただし、虚偽等不適正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき、助成金により環境整備を行った公開空地等の管理の状況が不適切なとき等は、助成金の全部または一部の返還を求める場合があります。</p>
Q2	助成の対象となる区域はどこですか
A2	<p>本市では、特に良好な景観の形成をすすめる地区を都市景観形成地区に指定し、地区ごとに景観形成基準を定めています。</p> <p>その中でも、主に都心部の都市景観形成地区は、ゆとりのある歩行空間創出等のため壁面位置を道路境界線から一定距離後退させています。</p> <p>「Nagoまちテラス助成制度(壁面後退区域環境整備助成制度)」では、景観形成基準における壁面の位置の基準に定められた当該道路境界線から建築物の壁面を後退させる最低限度の位置までの区域を助成対象区域としています。</p> <p>例) 壁面後退距離2.5m以上の基準が適用される敷地 →当該道路境界線から2.5m以内の区域が助成対象</p> 

○助成対象経費

Q3	「着手年月日」とは何を指しますか
A3	「契約」「発注」が発生した日を指します。
Q4	申請前に着手した経費は助成対象になりますか
A4	対象となりません。 助成金の交付決定後に着手し、支払った経費が対象となります。
Q5	市の別の助成金や国の補助金と対象経費が重複する場合でも、助成対象となりますか
A5	助成対象として申請した同一の内容・経費に対し、国・都道府県・市区町等から重ねて助成を受けることはできません。 ※公開空地等環境整備助成金との併用は可能の場合があります。詳細はウォークブル・景観推進課までお尋ねください。
Q6	物品調達のための送料や支払いのための振込手数料は、助成対象となりますか
A6	対象となりません。
Q7	再整備、物品調達の支払いに伴う消費税は、助成対象となりますか
A7	対象となりません。
Q8	椅子・テーブルをリース契約で設置した場合、リース料は助成対象になりますか
A8	対象となりません。
Q9	クレジットカードで支払った経費は対象となりますか
A9	法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り対象となります。 また、クレジットカードによる支払は、完了届提出時まで、銀行口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。

Q10	現金、手形・小切手、インターネットバンキングで支払った経費は対象となりますか
A10	<p>支払いは以下の条件を満たしてください。</p> <p>①現金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費が明確に区分できる支払先発行の領収書、明細書が提出できること ※当該領収書に、宛先(助成対象者名)、領収印、領収金額・内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載があること <p>②手形・小切手の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社発行であること ・助成対象期間内に振出し、決済が完了していること ・当座勘定照合表で決済の確認ができること <p>③インターネットバンキングの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの振込画面(または振込履歴)及び通帳(または当座勘定照合表)の写しが提出できること

○申請手続き

Q11	申請書はどこからダウンロードできますか
A11	<p>まずはウォークابل・景観推進課までご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>その際は、位置図や計画概要が分かる資料等をご用意ください。</p>
Q12	景観アドバイザー相談とは何ですか
A12	<p>景観アドバイザー相談は有識者から、計画がより良くなるようアドバイスをいただく制度で、助成申請を行う場合は、よりよい景観づくりのためにぜひご活用いただくこととしています。(事前予約制)</p> <p>※ご予約の際はウォークابل・景観推進課までご連絡ください。</p>
Q13	申請書を提出すれば助成金が振り込まれますか
A13	<p>申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。</p> <p>交付決定された後、助成事業を実施いただき、当該事業の適切な遂行が確認されてから、助成金のお支払となります。</p> <p>【交付までの流れ】</p> <p>事前相談・景観AD相談の実施 → 申請 → (交付決定)</p> <p>→ 着手届[再整備の場合のみ] / 事業実施 → 事業完了 / 完了届</p> <p>→ (完了検査・助成金額確定) → 請求書提出 → (助成金振込)</p> <p>※()は市が行う事務</p>

Q14	申請回数に制限はありますか
A14	回数の制限はありません。 一建築敷地あたり上限 50 万円に達するまで、申請することができます。
Q15	申請した後で内容を変えることはできますか
A15	交付決定後、再整備等の内容の変更に伴い、交付決定額を変更したい場合は、速やかに要綱「第 9 条 申請の変更」の手続きを行ってください。 なお、変更内容について、必要に応じて各種関係機関に対し、あらためて確認を行ってください。また、事業の完了期限は当該年度の 2 月末日までとしていますので、これに間に合うように変更手続きがされない場合、変更が認められませんので、ご注意ください。
Q16	申請書に記載の完了予定日より前に再整備等が完了する場合、変更申請が必要ですか
A16	完了予定日の変更に伴う申請は不要です。
Q17	申請金額の根拠資料として添付する書類（見積書・領収書等）は原本が必要ですか
A17	コピーで構いません。
Q18	交付決定された後で助成金を受領できないことはありますか
A18	「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではないため、以下の状況等については、助成金の全部または一部をお支払できない場合があります。 ・助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合 ・実績報告書の提出及び完了検査を拒んだ場合 ・交付決定された金額のうち、再整備等が実施されなかった部分がある場合 ・要綱「第 15 条 交付決定の取消し及び助成金の返還」に該当した場合 等
Q19	助成金交付後、調査等がありますか
A19	助成金により再整備等を行った公開空地等の管理の状況や利用の状況その他必要な事項について調査を行う場合があります。